

第 9 5 号議案

長岡京市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

長岡京市職員の退職手当に関する条例（昭和 5 0 年長岡京市条例第 2 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

国家公務員の退職手当に関する改正措置に準じ、非常勤職員に対する退職手当の支給要件について所要の措置を講ずるため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市職員の退職手当に関する条例（昭和50年長岡京市条例第2号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。<u>第13条第2項において「勤務日数」という。</u>）が18日（1月間の日数（長岡京市の休日をも定める条例（平成2年長岡京市条例第31号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。<u>第13条第2項において「職員みなし日数」という。</u>）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 【略】</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で<u>勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて</u></p> | <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 【略】</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で<u>職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する<u>全て</u>の期間を除く。</p> <p>(1)・(2) 【略】 3～17 【略】</p> | <p>業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する<u>すべて</u>の期間を除く。</p> <p>(1)・(2) 【略】 3～17 【略】</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条第2項及び第13条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。